

平成29年度第1回我孫子市特別職報酬等審議会 会議概要

1. 会議名称	我孫子市特別職報酬等審議会
2. 開催日時	平成29年10月24日（火）午後6時30分から 午後7時10分
3. 場所	議会棟第一委員会室
4. 出席者	委員 石井委員、岡田委員、小林委員、真田委員、柴田 委員、田中委員、丹羽委員、増田委員 事務局 廣瀬次長、佐藤課長補佐 大井、松島、山口
5. 議題	常勤の特別職の給料月額改定（案）及び常勤の特別職の 期末手当年間支給月数改定（案）について
6. 公開非公開の別	公開
7. 傍聴人	なし

8. 会議の内容

佐藤課長補佐：ただいまより、我孫子市特別職報酬等審議会を開会いたします。
会議に先立ちまして、本審議会の成立要件についてご報告いたします。

本日の出席者が過半数を超えているため、我孫子市特別職報酬等審議会条例
第6条第2項の規定により、本審議会は成立致します。

以上ご報告申し上げます。

はじめに、諮問をしている市長からご挨拶を申し上げるところですが、市長
が別の公務により、本日欠席させていただいております。また、総務部長に
おきましても公務により欠席させていただいておりますので、総務部次長よ
りご挨拶を申し上げます。

— 総務部次長あいさつ —

佐藤課長補佐：これより、議事の進行を会長にお願いします。

真田会長：それでは、これより議題に入ります。

議題（1）「常勤の特別職等の給料、期末勤勉手当の推移について」事務局
より説明願います。

— 事務局より説明 —

- ・常勤の特別職等の給料、期末勤勉手当の推移について

真田会長：以上で説明は終わりましたが、ご意見、ご質問がありましたら願
いいた します。

岡田委員：議員報酬は据え置いたということですが、なぜ据え置いたか、また、

常勤の特別職との違いはどのようなことですか。

廣瀬次長：議員報酬は、我孫子市議会の基本条例が平成26年12月に制定されまして、条文の中に、議員報酬は我孫子市議会議員の基本条例で定める。議会は報酬の改正にあたっては、公聴会・参考人制度等十分活用することにより、市民の意向を把握するものとする。とあります。

本来であればこの審議会が、市民の皆様の代表が集まって審議されるという解釈を行っていましたが、基本条例が制定されたことに伴い、議員の皆様は、この条例に従って市民の意向を聞き決定したいという意向がありましたので、市議会議員につきましては諮問しないという話になりました。それが違いということになります。

この特別職報酬等審議会の趣旨は、市議会議員の議員報酬及び手当、常勤の特別職の給料及び手当に関することについて市長から諮問があった場合は審議し答申するということで設置されています。議員についての基本条例の解釈だけですので、常勤の特別職については、この場をもってご意見をいただきたいという結論に至りました。

石井委員：特別職の引き上げは、積み上げで1.1%となっておりますが、一般行政職の引き上げ率はいくつですか。

廣瀬次長：今回の人事院勧告ですが、給料表平均0.2%の改定と、期末手当の0.1月の引き上げで期末手当は4.4月分となっております。

真田会長：他に質問はありませんか。（なし）

真田会長：続きまして議題（2）「我孫子市の財政状況について」事務局より説明願います。

— 事務局より説明 —

真田会長：以上で説明は終わりましたが、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

小林委員：資料3と資料4ですが、資料4の近隣市の常勤・特別職・議会等の手当月数と金額が載せられていますが、財政の歳入のことが大事だと思います。

我孫子の歳入は掲載がありわかりませんが、近隣市の財政の歳入状況を載せていただきたい。出来れば市民一人当たりいくらかというのを載せていただければ参考になります。

検討していただければと思います。

廣瀬次長：歳入については重要なこととなります。

歳入といいますか、我孫子市民一人当たりどれくらい負担いただいているか
というと、費用負担で289,602円、市税負担額は一人当たり131,5
68円負担していただいております。小林委員から頂いた趣旨とは違うかも
しれませんが、負担状況、支出状況となっております。今後、資料につい
ては検討させていただきます。

真田会長：続きまして議題（3）「常勤の特別職の給料月額改定（案）につ
いて（諮問）」及び議題（4）「常勤の特別職の期末手当年間支給月数改定
（案）について（諮問）」に入ります。

諮問案につきましては、お手元に配付のとおり、市長より諮問書が提出され
ております。

では、諮問事項について、事務局より説明願います。

— 事務局より説明 —

真田会長：以上で説明は終わりましたが、諮問事項についてご意見、ご質問が
ありましたらお願い致します。

石井委員：地域手当の意味合いがわからないのですが、どういう目的のもの
ですか。

廣瀬次長：都市部とそれ以外の地域の物価の違いをうけ、物価の高い都市部
に住む職員に対してその差額を補てんする意味合いがあります。また、人事院
勧告の中でもあります。国の基準では、我孫子市は16%です。国の職員
が我孫子市で働いた場合支給されます。ちなみに県は9%です。

石井委員：一般行政職の方は何%ですか。

廣瀬次長：9.5%です。

柴田委員：基本となっている金額とは、どこで決まっているのですか。人口
ですか。

廣瀬次長：給料の月額ですか。国の方で給料表が決定されています。以前は、
我孫子市独自の給料表でしたが、現在は国の給料表に移行し使用しています。
一般行政職であるとか医療職であるとか各市町村で流用し使用しています。

増田委員：我孫子市の場合、特別職の給料額が格段に低い状況となってい
ますが、以前から気になっていましたが何か理由があるのですか。

廣瀬次長：古い話で分からないところがありますが、特別職である議員や市長

については、政治的な意味合いもあるので、市長の上げないという方針があれば上げません。今の市長以前に減額を決定した経緯があるのでそれが継続している形です。

増田委員：特別、我孫子市が財政力が無いということではないんですか。

廣瀬次長：破綻するような心配はありませんが、決して財政が豊かというわけではありません。厳しい方だと思います。

丹羽委員：平成26年度から上げなかったという理由はなんですか。毎年人事院勧告はあったが引き上げなかった理由はなんですか。

廣瀬次長：0.3%引き上げても少額なので特別職の場合、慣例として上げなかった。期末手当については人事院勧告に基づき、引き上げを行っていました。

丹羽委員：平成26年度からの慣例ですか。

廣瀬次長：以前からそういう形だと聞いています。

丹羽委員：きっかけはなんですか。

廣瀬次長：近隣市との差が開きすぎているので是正するためです。

増田委員：この1.1%ですが、積み上げではなく、毎年0.3%、0.4%と毎年上げていけば、もっと上がるのではないですか。据え置いていたのはなんですか。ただでさえ低いので。

廣瀬次長：実際に改定していればご指摘の通りですが、根拠のある数字としては、積み上げた1.1%となります。

石井委員：資料4の財政調整基金の残高ですが、東日本大震災が平成23年にあり、市の支出も多かったと思いますが、平成23年の残高で25億、平成24年の残高で35億、10億増えていますが、積み立てできた理由はなんですか。

廣瀬次長：現市長になった時点では5億の残高しかありませんでしたが、厳しい財政状況ですが、健全な財政を行うには積立てが必要という意識があり積立てたと思います。

真田会長：他にご意見、ご質問がありましたらお願いします。（なし）

真田会長：いろいろとご審議いただきましたが、ここで採決をいたします。
市長より諮問のあった、諮問案常勤の特別職の給料月額改定について賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

真田会長：採決の結果、過半数を超えていますので、原案どおり承認することで決定し、市長へ答申したいと思います。

廣瀬次長：冒頭にもお話いたしました、市長からですが、頂いた答申については尊重させて頂き、再度、自らの判断に基づいて決定させていただくと発言がありました。

真田会長：続きまして、諮問案常勤の特別職の期末手当年間月数改定について賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

真田会長：採決の結果、過半数を超えていますので、原案どおり承認することで決定し、市長へ答申したいと思います。
以上を持ちまして、本日予定されておりました、議題に係る審議は終了しました。その他で、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。
(なし)
それでは、以上を持ちまして本日の特別職報酬等審議会を閉会いたします。
長時間に渡るご審議ありがとうございました。

諮問以外のご意見

○予算の決定について

- ・予算編成の方法や時期、市民の意見反映について（柴田委員）

○東京電力からの補償金について

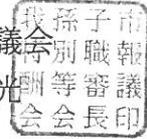
- ・補償金については、永続性があるものではない。予算はその金額をあてに
してはいけない。（小林委員）



平成29年10月24日

我孫子市長 星野 順一郎 様

我孫子市特別職報酬等審議会
会 長 真田 尊光



常勤の特別職の給料月額改定及び常勤の特別職の期末手当支給月数改定について
(答申)

平成29年10月24日付け総務第1283号により諮問のありました常勤の特別職の給料月額改定及び常勤の特別職の期末手当支給月数改定について、慎重に審議した結果、妥当と認めます。



総務第1283号
平成29年10月24日

我孫子市特別職報酬等審議会
会長 真田 尊光 様

我孫子市長 星野 順一郎



常勤の特別職の給料月額改定、常勤の特別職の期末手当年間支給月数改定について（諮問）

このことについて、別紙案のとおり改定いたしたく諮問いたします。

常勤の特別職の給料月額改定（案）

●一般職の人事院勧告による引上げを考慮して、常勤の特別職の給料引上げを実施する。過去4年の人事院勧告を尊重し、積み上げ（平成26年度 0.3% 平成27年度 0.4% 平成28年度 0.2% 平成29年度 0.2%）を行い、平成30年4月1日から約1.1%（月額6,000円から9,000円）引き上げる。

単位：円

	現行給料月額(約2%削減前) (A)	改定後(約1.1%引き上げ) (B)	現行との差(B-A)
市長	855,000	864,000	9,000
副市長	731,000	739,000	8,000
教育長	668,000	675,000	7,000
水道事業管理者	649,000	655,000	6,000

常勤の特別職の期末手当年間支給月数改定（案）

- 一般職の人事院勧告による引上げを考慮して、常勤の特別職の期末手当について、今年度分から支給月数を0.10月分引き上げる。
- 29年度は12月期に0.10月分を加算し、30年度以降はそれぞれ0.05月分を加算する。

	6月期	12月期	合計月数
29年度 期末手当	支給済 2.05月	改定前 2.20月 改定後 2.30月	改定前 4.25月 改定後 4.35月
30年度以降 期末手当	改定後 2.10月	改定後 2.25月	改定後 4.35月